

## 令和5年度第1回防災懇談会 要点記録

- 1 開催日時  
令和5年8月18日(金)17時～18時半
- 2 出席者  
防災懇談会委員12名(15名中)  
区側出席者10名
- 3 議題  
新たな被害想定を踏まえた災害対策の課題の検討について

### 質疑応答

(委員)

個別避難計画策定の現在までの進捗状況を教えてください。

(防災計画課長)

個別避難計画の作成については、福祉部が進めている事業です。本格的に着手するために、現在システムの構築などの基盤づくりを進めている段階です。

(委員)

避難行動要支援者名簿の取扱いについては福祉部が担当していると伺いましたが、民生・児童委員の対応があまり周知されていないように感じます。今後、福祉部と綿密に連携しながら事業を進めていくことが大切だと思います。具体的な時期や数値などの数値目標を掲げながら事業を進める必要があると感じますが、どのようにお考えでしょうか。

(防災計画課長)

以前から、具体的な数値目標を掲げたほうがよいというご指摘をいただいているところです。しかし、行政計画は数多くあり、例えば地域防災計画は法定計画であり、年度別の計画や具体的な数値目標を掲げる性格のものではありませんが、今後工夫してまいります。また、委員のご意見を福祉部と共有しながら進めてまいります。

次に、危機管理室と福祉部との連携について、現在、福祉部と綿密に連携しながら進めています。また、今年度、福祉部管理課に避難行動要支援者名簿の作成と防災対策を進めるために専管組織が設置され、福祉部でも本格的に本事業に注力しています。

民生・児童委員の皆様に対して、避難行動要支援者名簿の活用についてお伝えすることが不足しているかもしれません。現在、避難行動要支援者名簿には、約3万2千人の方が登録されています。名簿は65歳以上の一人暮らしの高齢者であれば、お元気であっても登録ができるようになっているため、マンパワー的な視点からも優先順位をつけながら事業を進めなければ、真に支援を必要とされている方を支援することができません。今後名簿作成を進めるにあたり、避難支援にご協力いただける民生・児童委員や地域の方、地域の福祉サービスを提供している事業者様と連携を深めていく必要があると考えています。

(委員)

先ほど、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、地域の方や事業者とともに進めていくとお話がありましたが、それに加えて、近隣に住んでいらっしゃる方の協力もあるとよりスムーズに名簿作成が進むと考えますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

(防災計画課長)

まずはご家族や身内、近隣の方のご協力が最優先で、それでも足りないということであれば、民生・児童委員や地域の方々にご協力いただきたいと思います。

(委員)

私はマンションの防災会に加入しています。資料4ページに「応急給水栓」というワードが出てきますが、これは受水槽に水栓をつけて受水槽から水を出すようなものなのでしょうか。

(防災計画課長)

いくつか方法はあります。受水槽や防火水槽でも水を出すことができますし、公道に設置されている消火栓から水を引くことも可能です。

(委員)

自治体によっては、受水槽に水栓をつけることが禁止されているところもあるようです。しかし、千葉県などでは規制が緩和されているそうです。私が加入している防災会でも、受水槽に水栓をつけたいと考えていますが、練馬区から東京都に交渉していただけるのでしょうか。

(防災計画課長)

委員のおっしゃった取組は都外において進められていることは確認しており、区でも推進していけないかと考えています。しかし、都において受水槽に水栓をつけることを禁止しているということは確認できていません。個々の建物ごとに事情が異なるかと思しますので、ご相談いただければ東京都水道局と一緒に確認することは可能です。

(委員)

資料4ページに「在宅避難を推進する」とありますが、ライフラインが停止した場合は、避難所に避難することになると思います。私は練馬区と隣接している自治体の小中学校のほうが自宅から近いこともあり、そちらに避難すると思います。また、ペットを飼っているため、ペットと避難することについて不安があります。自治体により避難所の運営方法は異なるかと思いますが、練馬区としては避難所対策についてどのようにお考えでしょうか。

(防災計画課長)

まずは在宅避難をお願いします。備蓄する食品は、最低3日分、1週間分を推奨しています。さらに、ペットの避難ということになりますと、餌やトイレの問題もありますので、日頃からの備えをお願いします。

また、近隣の自治体の避難所に避難することは可能です。練馬区においても、他自治体の方が避難所に来られた場合も避難所で受け入れています。

(委員)

資料2ページに「特に避難行動要支援者の世帯に対して、家具転倒防止やガラス飛散の防止対策を重点的に対策していく」とありますが、具体的にどのような重点策を考えていらっしゃるのでしょうか。

また、資料5ページの「個別避難計画の作成等の対策の方向性」のなかで「どこへ」「だれと」とありますが、災害はいつ発生するかわからないため「いつ」という考え方が必要ではないのでしょうか。

最後に、今後高齢化が進行し、ますます要支援者が増加すると思われます。数値や現況をアップデートしながら対策を進めていただきたいと思います。

(防災計画課長)

一点目です。個別避難計画を策定するにあたり、対象となる方と直接お会いしながら計画を策定しなければなりません。我々としては、計画策定がさまざまな施策を進める好機と捉えています。具体的な施策として、資料2ページに記載されている「防火防災診断」が挙げられます。ケアマネージャーが利用者のご自宅に訪問した際に、個別避難計画を作るだけでなく、防火防災診断を案内することで、ご家庭の室内の安全性の普及につなげていきたいと考えています。

二点目です。個別避難計画を策定するにあたり「いつ」という概念が一番大切なことだと考えます。例えば、デイサービスを受けられる方は、日中に地震が発生しても施設にいる時間は安全ですが、在宅時に被災された場合に、お一人かご家族がいる時間なのかによって状況が異なると思います。時間帯に応じて状況が異なることを念頭に置きながら計画を策定していかなければならないと考えています。

三点目です。区のビジョン・アクションプランを作成する際には、将来人口推計を立て、将来人口を見通しながら作成しています。区としては、防災の分野に限らず、福祉やまちづくりなどの分野で今後10年先を見据えた行政計画を策定する方向で検討を進めています。

(委員)

資料5ページの「個別避難計画の作成等」のなかで「だれと」というワードが出てきますが「だれと」を特定の個人としてしまうと、実際に災害が起きた際に計画が機能しない可能性があります。「だれと」というのは、特定の個人に絞るのではなく、近隣の方も含めた地域全体で考えていただいたほうが実効性のある計画になると思います。

(区民防災課長)

個別避難計画の対象の方々に対しては、災害発生時、まずは避難の必要性やご本人の避難所への避難の希望を確認し、避難を希望される場合には、名簿に記載されている支援者などと連絡がとれているかを確認します。個別避難計画を作成したからといって支援者の方に一任するのではなく、支援者と連絡がつかない場合でも、地域全体で対応できるような仕組みを構築します。

(委員)

私は都営アパート住んでいます。今後、都営アパートでの訓練を実施する予定です。訓練のなかで、アパートとして備蓄しているものを確認したいのですが、私はアパートで備蓄しているものをあまり把握していません。備蓄が大切ということは承知しているのですが、実際にどのようなものを備蓄していけばよいのか教えていただきたいです。

(区民防災課長)

区は、区民の方お一人おひとりに、最低限の食料と水を最低3日分、可能な限り1週間分、備蓄をお願いしています。備蓄にあたっては、アレルギーの有無など、個々の状況に応じた備蓄が重要と考えています。区ホームページや『防災の手引き』では、非常用持出品のチェックリストを掲載していますので、参考にいただき、ご自身に必要な生活必需品などを備蓄してください。また、高齢者個人での対応が難しい場合も、アパートの隣近所で協力し合うなどの対応が大切です。マンション防災会では、マンションの管理組合として備蓄しているところもあります。お困りごとがありましたらご相談ください。

(委員)

資料1ページに「自助」と「共助」というスキームで事業を進めるとありますが「公助」がなければ「自助」に結びつかないのではないのでしょうか。

また、地震以外に水災害なども含め、練馬区の主な取組内容を実際に被災した他自治体と議論していただき、別の観点から取り入れられるものがあれば計画に盛り込んでいただきたいと思います。

(防災計画課長)

一点目についてです。「自助」「共助」の背景には「公助」があります。資料の記載内容を改善します。

二点目についてです。区としては、地震対策だけでなく、風水害対策も非常に重要な課題と捉えています。地域防災計画は、他自治体における過去の大災害の経験や教訓なども踏まえた計画としています。令和3年5月に「避難勧告」と「避難指示」が「避難指示」に一本化されたことなどもあり、今回のタイミングで「風水害編」も大きく見直しを行います。

(委員)

在宅避難を呼びかけるためには啓発が大切かと思えます。特に在宅率の高い小中学生や高齢者への啓発が重要だと思えます。自助対策として防災対策の啓発を積極的に行っていただきたいと思います。

二点目は、集合住宅の関係です。練馬区でも4月以降、マンション管理計画認定制度がスタートしました。そのなかでマニュアルの作成や定期的な防災訓練の実施、居住者名簿の作成などの評価項目もあります。しかし、賃貸マンションについてはそのような制度がありません。ぜひ賃貸マンションにも制度の構築を検討していただきたいと思います。

(防災計画課長)

児童・生徒への啓発は大変重要なことだと考えています。学校で学んだことをご家庭に持ち帰ってご家族に広まり、自助意識が高まることを期待しています。今後も自助意識の広がりを見せるような周知・啓発を行ってまいります。

二点目の賃貸マンションの防災対策については、賃貸マンションは対策がとりづらいのが現状です。今後対策を検討していきます。分譲マンションに限られてしまいますが、マンション管理認定制度を活用すると、都の補助が受けやすくなりますので活用していただきたいと思います。

(座長)

本日は貴重なご意見ありがとうございました。